

## 【第1章】 計画の策定にあたって

高齢化、少子化、人口流失、過疎化が進み、地域を支える担い手が減少しています。また、高齢者のみの世帯の割合が高くなる地域では、地域社会そのものの継続性が危惧されています。さらに、核家族化など家族形態の変化や生活環境の多様化などにより、古くからの地域のつながりが希薄になってきています。身近な地域社会が変化していく一方で、経済的困窮に陥っている人や制度の狭間に苦しむ人など、生活するうえで福祉をはじめとする制度やサービスが必要な人に届かず、自分で「SOS」の声をだせず、社会から孤立してしまうケースが増加しており、新たなセーフティネットのしくみの必要性が叫ばれています。

伊勢市においてもこれらの事象は例外ではなく、伊勢市と伊勢市社会福祉協議会（※用語の解説参照）は協働して、平成29年度(2017年度)から「いせライフセーフティネット事業」に取り組むこととし、「伊勢市生活サポートセンターあゆみ（※用語の解説参照）」を設置して、生活に困りごとを抱える人の相談・支援を行っているところです。

地域によって課題は異なるものの、私たちは「伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画」をもとに、一人ひとりが地域で起きている問題を我が事としてとらえ、丸ごとまち全体でその解決に挑戦する取り組みを通じ、一人ひとりができる役割を担い、人と人との強い絆で支え合いながら、心豊かにこのまちで暮らしていく伊勢市をめざします。

### 1. 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるよう、住民や官民の関係者、地域を支えるさまざまな担い手がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

#### ■ 地域の中の連携と見守り体制のイメージ

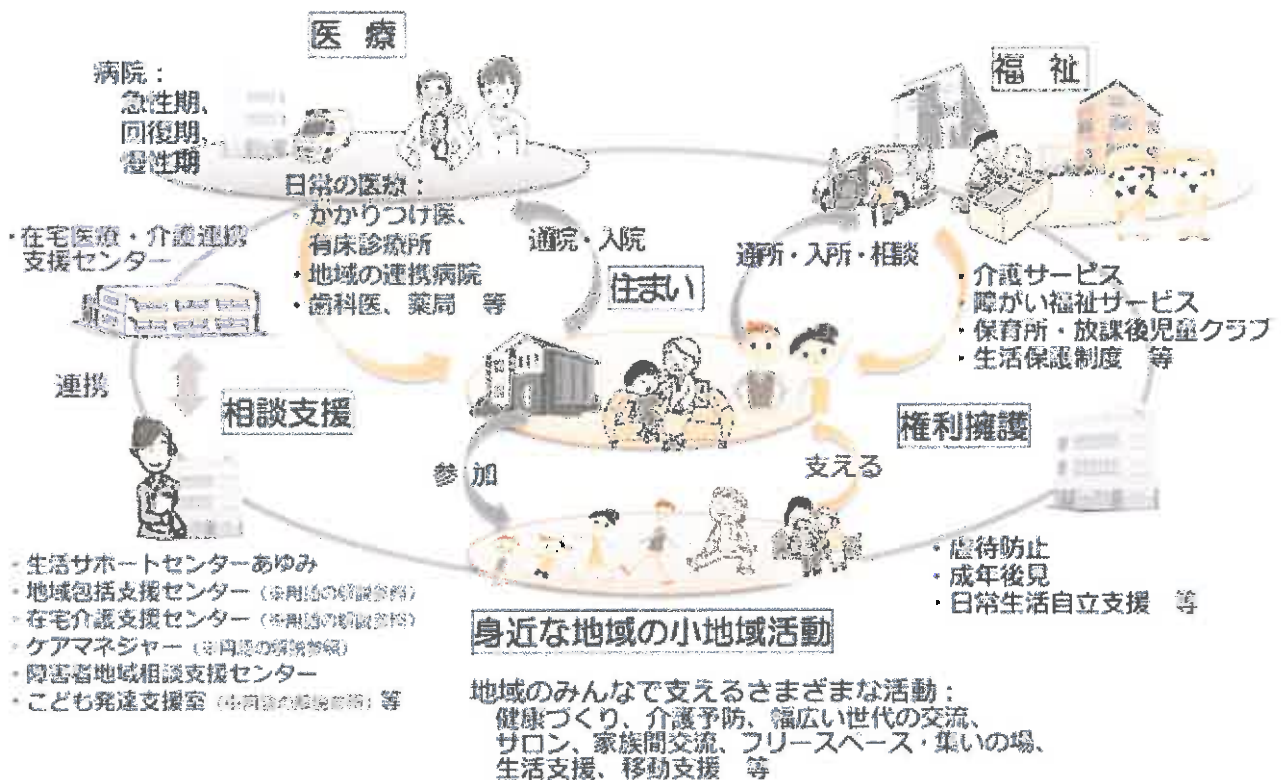


これまでも、さまざまな主体により、支援を必要とする人たちへの見守り、声かけ、手助け等の支え合いや課題の解決をめざした活動がそれぞれの地域で進められてきました。伊勢市においても、「ふれあい・いきいきサロン（※用語の解説参照）」などの住民主体の取り組みが定着してきています。

一方で、経済的困窮により最低限の生活を維持できなくなるおそれのある人、長年ひきこもっている人、地域社会から孤立した人など、課題を抱えたまま自ら「SOS」を発信できないケースが顕在化しています。これまで以上に、住民・地域・専門職（機関）・団体・行政がみんなで課題に向き合い、連携しながら必要なサービス・制度につなげ、あるいは新たなしくみや制度を創出していく取り組みが求められています。

伊勢市と伊勢市社会福祉協議会は、地域福祉の理念としくみを示す「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、本市における地域福祉の基本理念と基本目標を共有しつつ、市民すべてが幸福に暮らせるよう、人と人とのつながりを基本として、困ったときに助け合える関係づくりや、お互いに支え合う地域福祉の推進に取り組めます。

## 伊勢市の地域福祉



## 2. 計画の位置づけ

### (1) 総合計画と地域福祉計画・地域福祉活動計画との関係

伊勢市は、平成 30 年(2018 年)3月に第3次伊勢市総合計画（基本計画）を策定し、「子どもを産み育てやすい環境づくり」、「超高齢社会への対応」、「地域のつながりの再生」など、7つの「まちづくりの主要課題」について、政策を横断する重点的な課題として位置づけています。

#### ◆まちづくりの基本理念

- ①私たちが担うまち
- ②人と人とのつながりで活力と安心を感じられるまち
- ③地域の誇りをつなぐまち

#### ◆「まちの将来像」

『つながりが誇りと安らぎを育む 魅力創造都市 伊勢』

福祉分野については、「第4章 医療・保健・福祉」の中で、「誰もが住みなれた地域でいきいきと暮らし続けられるまち」をめざす姿とし、第1節から第5節まで「医療・健康」、「地域福祉」、「共生」、「子育て支援」、「高齢者支援」の福祉の各分野のめざす方向を定めています。

とりわけ「第2節 地域福祉」では、地域のみんで支え合うまちづくりの推進をめざすため、次のような地域の方向性と実現に向けた重点課題を設定しています。

方向性	重点課題
社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる社会を実現	身近な生活圏域に誰もが気軽に立ち寄り、相談できる窓口の設置
分野を超えて、人と資源がつながることで、地域の様々なニーズに応えられる資源の有効活用や活性化を実現	地域を支える人材・グループの支援、育成により、地域の担い手となる資源の確保
地域を基盤として、自治会、まちづくり協議会（※用語の解説参照）、民生委員・児童委員（※用語の解説参照）、保健福祉の関係者、社会福祉協議会、市が一体となって多様な課題に応える包括的支援体制を構築	包括的な相談支援体制の構築

### (2) 各分野の計画と地域福祉計画・地域福祉活動計画との関係

地域福祉計画・地域福祉活動計画は「支え合い・助け合い」の理念のもとで、幅広い住民参加による住民主体のまちづくりをめざします。社会福祉法において、地域福祉計画は福祉の分野別計画の「上位計画」と位置付けられており、策定に際しては、地域における高齢者、障がい者、児童、その他の福祉の各分野における共通的な事項

を記載することとしています。伊勢市においては、福祉部門の分野別計画を内包する計画と位置づけ、地域福祉計画の基本理念や基本目標との整合、連携を図りながら、各分野の個々の課題への対応や事業・サービスの推進をめざします。



さらに、平成30年(2018年)4月には、社会福祉法改正や地域福祉計画策定ガイドラインの改定もあり、計画は福祉部門のみならず、福祉以外のさまざまな分野と連携を図り、幅広い住民の参加による住民主体のまちづくりの視点を持ったものとする必要があります。

### 3. 計画の期間

平成31年度(2019年度)から平成35年度(2023年度)の5年間

	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	…H37… (2025)
総合計画基本構想	H30 ~ H41								
// 基本計画	前期 (H30~H33)					中期 (H34~H37) 後期 (H38~H41)			
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第2期(H26~H30)			第3期 (H31~H35)					
老人福祉計画・ 介護保険事業計画	H27~H29		第8次老人福祉計画・ 第7期介護保険事業計画						
障害者計画	H27~H32								
障害福祉計画	H27~H29		第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画						
子ども・子育て支援 事業計画	H27 ~ H31								
健康づくり指針 (健康増進計画)	第2期 (H28~H37)								

#### 4. 進行管理

地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進にあたっては、計画の内容が住民の生活にどう浸透したか、計画が実態に即しているか、新たな課題が発生していないかなど、地域懇談会や住民意識調査などを随時実施し、計画期間中（5年間）の進捗を伊勢市地域福祉計画推進委員会などで確認します。

また、基本目標や重点項目を達成するうえで、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを活用しながら検証します。

